

白鷹町特定教育・保育施設等利用者負担額（保育料）表

【1号認定】

【2号認定・3号認定】

単位：円/月額

単位：円/月額

| 階層 | 児童の属する世帯階層区分 | 利用者負担額（保育料） |
|----|--|---------------------------|
| | | 1号認定 （3歳以上児） 教育標準時間 |
| 1 | 生活保護世帯 | 0 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む） 【要保護者等世帯】 | 0 |
| | 市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む） ※第2子以降は無料 | 3,000 |
| 3 | 市町村民税所得割額 48,600円未満 【要保護者等世帯】 | 3,000 |
| | 市町村民税所得割額 48,600円未満 | 8,000 |
| 4 | 市町村民税所得割額 77,101円未満 【要保護者等世帯】 | 3,000 |
| | 市町村民税所得割額 77,101円未満 | 10,400 |
| 5 | 市町村民税所得割額 211,200円以下 | 14,800 |
| 6 | 市町村民税所得割額 211,201円以上 | 20,000 |

（備考）

1 同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、第2子1を半額、第3子以降を無料とします。

2 要保護者等世帯とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のことで、

3 市町村民税所得割額が77,101円未満の要保護者等世帯（階層2から階層4に属する世帯）について、第2子以降の保育料を無料とします。

4 市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子半額、第3子以降無料とします。

5 市町村民税非課税世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子以降無料とします。

| 階層 | 児童の属する世帯階層区分 | 利用者負担額（保育料） | | | | |
|----|---------------------------------|---------------------|--------|-----------------|--------|--------|
| | | 3号認定 （3歳未満児） | | 2号認定 （3歳以上児） | | |
| 階層 | 区分 | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
| 1 | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 | 要保護者等世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他の世帯 ※第2子以降は無料 | 7,700 | 7,500 | 4,800 | 4,700 |
| 3 | 市町村民税所得割額 22,000円未満 | 要保護者等世帯 | 7,150 | 7,000 | 5,650 | 5,550 |
| | | その他の世帯 | 16,300 | 16,000 | 13,300 | 13,000 |
| 4 | 市町村民税所得割額 48,600円未満 | 要保護者等世帯 | 7,500 | 7,350 | 6,000 | 5,850 |
| | | その他の世帯 | 17,000 | 16,700 | 14,000 | 13,700 |
| 5 | 市町村民税所得割額 75,000円未満 | 要保護者等世帯 | 9,000 | 9,000 | 6,000 | 6,000 |
| | | その他の世帯 | 23,500 | 23,100 | 17,500 | 17,200 |
| 6 | 要保護者等世帯かつ 市町村民税所得割額77,101円未満 | 市町村民税所得割額97,000円未満 | 9,000 | 9,000 | 6,000 | 6,000 |
| | | 市町村民税所得割額97,000円未満 | 25,000 | 24,500 | 19,000 | 18,600 |
| 7 | 市町村民税所得割額130,000円未満 | 28,000 | 27,500 | 23,000 | 22,600 | |
| 8 | 市町村民税所得割額169,000円未満 | 36,000 | 35,300 | 27,000 | 26,500 | |
| 9 | 市町村民税所得割額265,000円未満 | 41,000 | 40,300 | 29,000 | 28,500 | |
| 10 | 市町村民税所得割額301,000円未満 | 45,000 | 44,200 | 31,000 | 30,400 | |
| 11 | 市町村民税所得割額340,000円未満 | 48,000 | 47,100 | 34,000 | 33,400 | |
| 12 | 市町村民税所得割額340,000円以上 | 50,000 | 49,100 | 36,000 | 35,300 | |

（備考）

1 この表の認定（年齢）区分は、その年の4月1日現在のものとします。

※ 年度途中で3号認定から2号認定に切り替わった（満3歳に達した）場合、次年度から2号認定の料金に切り替わります。

2 同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、第2子を半額、第3子以降を無料とします。

3 要保護者等世帯とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のことで、

4 階層2から階層12までに属する世帯であって、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順に数えて第3子以降の児童に係る徴収金額を無料とします。

5 所得割額が77,101円未満の要保護者等世帯（階層2から階層6の一部に属する世帯）について、第2子以降の保育料を無料とします。

6 所得割額が要保護者等世帯について77,101円未満、その他の世帯について57,700円未満の世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子半額、第3子以降無料とします。

7 市町村民税非課税世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子以降無料とします。

8 保育短時間の認定を受けている児童で、8時間を超える保育を連続して5日以上必要とする場合、保育標準時間に認定を変更する手続きが必要です。